

島根地方最低賃金審議会 第417回会議 議事要旨

開催日時	令和2年8月3日(月) 午前9時00分～午前9時45分		
開催場所	松江地方合同庁舎 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達について 2 令和元年賃金改定状況調査結果について 3 最低賃金と生活保護の乖離額について		
議 事 要 旨			
<p>1 会長が、本日の会議は、前回の第416回審議会で決定したとおり会議を一部公開としていることが述べられ、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条を適用して、議題2、3の事務局説明まで会議は公開とし、その後は非公開に、また同規程第7条第2項但し書及び第3項を適用し、議事録は一部を非公開とし、議事要旨のみを公開することが前回の本審において決定されている旨を説明した。</p> <p>2 賃金室長が、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安」及び「令和2年賃金改定状況調査結果」について、配付資料に基づき説明を行った。委員から特段の意見要望の表明、質問等はなかった。</p> <p>3 賃金室長が、「最低賃金と生活保護の乖離額について」の説明を、配付資料に基づき行った。委員から特段の質問等はなかった。</p> <p>4 賃金室長から、令和2年7月6日付けの島根県最低賃金の改正諮問を受け、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行った結果、島根県労働組合総連合、及び島根県労働組合総連合女性部からそれぞれ島根地方最低賃金審議会会長への意見書の提出があった旨の報告が行われた。</p> <p>5 会長が、今後の審議会等について、審議会令第6条第5項により、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、審議会での決議が不要になる場合は、運用として「専門部会における全会一致で議決された場合に限る。」ということが条件との説明が行われた。 このため、専門部会で全会一致とならなかった場合には、専門部会の決議後に改めて審議会を開催し、この審議会については、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用し、会議は非公開に、また審議会運営規程第7条第2項但し書を適用して議事録は非公開とし、同条第3項により、議事要旨を公開することを決定した。</p>			

島根県最低賃金が結審した場合には、島根地方最低審議会の意見に関して異議等意見があれば、関係労使から提出していただくよう公示し、異議申出があった場合に異議申出本審を開催することとなる。異議申し出に係る審議会については、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また、審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することを決定した。

異議申し出審議会は非公開とし、第416回審議会において、島根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項を適用し、委員でない者の説明又は意見を聞くことが了承されており、意見陳述は10分程度とすることで決定した。

6 会長が、審議会運営小委員会運営規程第3条に基づいて、令和2年度第1回運営小委員会を開催すること、かつ特定最低賃金の改正の必要性の有無について検討方法が議題となるので率直な意見交換を必要とするため、運営小委員会運営規程第1条により審議会運営規程第6条第1項但し書を適用し会議は非公開に、また同規程第7条第2項但し書を適用し議事録は非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開することを決定した。

7 会長が、特定最低賃金の必要性諮問などが主な議題となる次回の第418回審議会については、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用し、会議は非公開に、また同規程第7条第2項但し書を適用し、議事録は非公開に、同条第3項により議事要旨を公開することを決定した。

8 議事録等署名委員に労働側は景山委員、使用者側は森脇委員、公益は会長が指名された。